

芦屋こぼと福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人芦屋こぼと福祉会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、理事会、評議員会、監査等へ出席した場合、別表1に定める報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等は、理事会、評議員会、監査等へ出席した場合その都度支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成30年6月18日より施行する。

別表1 (役員等の報酬等)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円

(2) 監事

	日 額
監事監査等への出席	3,000円

(3) 評議員

	日 額
評議員会への出席	3,000円